

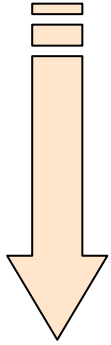
# 物件の仲介を希望する宅地建物取引業者の方へ 「空き家バンク制度」による物件の仲介の流れ

「河内長野市空き家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書」に下記の書類を添えて提出してください。

- ①宅地建物取引業者免許証（写）
- ②重要事項説明書（※1）
- ③〈法人の場合〉
  - ・法人市民税の完納証明書
  - ・固定資産税の完納証明書（※2）
  - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- 〈個人の場合〉
  - ・市民税の完納証明書
  - ・固定資産税の完納証明書（※2）
  - ・所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

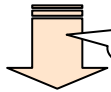
（※1）仲介業務が売買の場合は土地・建物用及び区分所有用のもの、賃貸借の場合は賃貸借用のものがが必要です。  
（※2）河内長野市に納税義務がない場合は、固定資産税の証明は不要です。

登録



事業者情報の発信

登録した事業者の情報を、「登録事業者一覧」として市のホームページや窓口で発信します。



物件の仲介を希望する所有者が  
あらわれたら…



空き家等の所有者等と  
契約

空き家等の所有者等と、物件の売買・賃貸借の仲介契約を締結してください。



物件情報の発信

仲介契約を締結したら、物件の情報発信に努めてください。



物件を利用したい人が  
あらわれたら…



売買・賃貸借の  
契約の仲介

空き家等の所有者等と利用希望者間の売買・賃貸借の契約を仲介してください。



結果報告

契約成立後、すみやかに市に「仲介結果報告書」を提出してください。

※空き家等の売買・賃貸借等における交渉・契約については、市は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。